

## 平成30年度高付加価値獲得支援補助金 募集開始のお知らせ

顧客企業や消費者の目線から付加価値の高い製品、サービスづくりに取り組み、新たな販路を切り拓こうとする意欲の高い企業を支援します。

### 1. 補助対象事業 ※申請は(1)(2)(3)のうち、いずれかの事業に限ります。

#### (1) 実践ものづくり事業 (補助率 2/3 補助上限額 5,000 千円×2 者)

顧客企業やマーケットのニーズを踏まえた製品の生産に結びつく新製品の開発や、新たなビジネスモデルの構築等により製品の高付加価値化を図ろうとする新たな取り組みを支援の対象とします。

#### (2) ご当地食品開発事業 (補助率 2/3 補助上限額 4,500 千円×1 者)

「奈良のご当地食品」と銘打って販売することを目的に、県内産の原材料を使用した食品として新製品を開発することにより、付加価値を高め、新たな市場を開拓しようとする取り組みを支援の対象とします。  
(「県内産の原材料」とは、県内で生産された野菜、果物、畜産物等をいいます。)

#### (3) IoT 戦略事業 (補助率 2/3 補助上限額 1,500 千円×2 者)

IoT の活用により、製品・サービスの開発を目指す取り組みを支援の対象とします。

### 2. 補助対象経費

(1)～(3)の事業とも、試作・実験費(原材料費・機械装置費 等)、事業費(旅費・委託費 等)、販路開拓費(広報費 等) 等。

### 3. 補助対象事業者

県内に事業所を有している中小企業者として。ただし、1. (2) ご当地食品開発事業については、中小企業者以外でも対象とします。

### 4. 申込締切 平成30年5月25日(金)午後5時まで

### 5. 申込方法・お問い合わせ先

奈良県産業振興総合センター 創業・経営支援部 経営支援課 経営革新係  
TEL 0742-33-0817 FAX 0742-34-6705

○募集について、様式等はホームページに掲載しております。

「奈良県ホームページ」→「県の組織」→「産業・雇用振興部 産業振興総合センター」  
→「各種募集、セミナーの案内」の4月23日掲載分をご覧ください。

# 平成30年度 高付加価値獲得支援補助金 募集要領

## 1. 目的

県内企業が有する優れた技術を活かし、顧客企業及び消費者の目線で付加価値の高い製品・サービスづくりに取り組み、新たな販路を拓こうとする意欲の高い企業を支援することで、OEMや下請けから、ブランド化、高付加価値化への経営体質の転換を促すとともに、県内産の原材料を活用した製品づくり又はIoTを活用した新事業展開により、新たな顧客の獲得を目指す企業の市場開拓の取組みを後押しすることで、企業の雇用及び投資の拡大、収益の増大を図ることはもとより、地産地消の促進、域外交渉力の強化により、県の産業活性化を図ることを目的とします。

## 2. 対象事業

### ①実践ものづくり事業

顧客企業やマーケットのニーズを踏まえた製品の生産に結びつく新技術の開発、向上及び活用、新たなビジネスモデルの構築等により製品の高付加価値化を図ろうとする新たな取組みを支援の対象とします。

### ②ご当地食品開発事業

「奈良のご当地食品」と銘打って販売することを目的に、県内産の原材料を使用した食品として新たに開発することにより、付加価値を高め、新たな市場を開拓しようとする取組みを支援の対象とします。

(「県内産の原材料」とは、県内で生産された野菜、果物、畜産物等をいいます。)

### ③IoT戦略事業

IoTの活用により、製品・サービスの開発を目指す取組みを支援の対象とします。

(「IoT」とは、「情報のデータ化」、「通信を用いたデータの伝送・連携」、「データの可視化」、「データの分析」、「人工知能(AI)」のいずれかの情報通信(ICT)を含む仕組みをいいます。)

※留意事項 ①、②、③のうち、ひとつしか申請できません。

## 3. 対象となる事業者

県内に事業所を有しているものであって、中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第二条第一項に規定する中小企業者として、2. ②ご当地食品開発事業については、当該中小企業者に該当しない者を妨げるものではありません。

## 4. 補助事業者の要件

補助金の申請にあたっては、次の要件を満たしていることが必要です。

- ① 補助事業を的確に遂行する技術的能力を有すること。
- ② 補助事業を遂行するために必要な自己資金の調達が可能であること。
- ③ 事業の遂行において、的確な管理体制と処理能力を有すること。
- ④ 知事が別に定める補助事業者の要件に該当する者であること。
- ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 5. 補助対象となる経費、補助金上限額、補助率等

事業区分	経費区分	補助対象経費	補助率
①実践ものづくり事業 補助上限額 5,000千円×2者	試作・開発費	原材料費、機械装置等費、試作・実験費、委託費、謝金、旅費、借損料、産業財産権等取得費、雑役務費、委託費など試作・開発に知事が必要と認める経費	2/3 以内
	販路開拓費	展示会等出展費、マーケティング調査費、旅費、広報費、委託費など販路開拓に知事が必要と認める経費	
	その他の経費	その他知事が必要と認める経費	
②ご当地食品開発事業 補助上限額 4,500千円×1者	試作・開発費	原材料費、機械装置等費、試作・実験費、委託費、謝金、旅費、産業財産権等取得費、雑役務費、試作・実験費、委託費など試作・開発に知事が必要と認める経費	2/3 以内
	販路開拓費	展示会等出展費、マーケティング調査費、旅費、広報費、委託費など販路開拓に知事が必要と認める経費	
	その他の経費	その他知事が必要と認める経費	

<b>③IoT戦略事業</b> <b>補助上限額</b> 1,500千円×2者	試作・開発費	原材料費、機械装置等費、試作・実験費、ソフトウェア等開発環境使用料及び購入費、実証実験費、委託費、謝金、旅費、借損料、産業財産権等取得費、雑役務費、委託費など試作・開発に知事が必要と認める経費	2/3 以内
	販路開拓費	展示会等出展費、マーケティング調査費、旅費、広報費、委託費など販路開拓に知事が必要と認める経費	
	その他の経費	その他知事が必要と認める経費	

※申請を行う際は、別紙「補助対象経費について」をご確認ください。

## 6. 補助対象外

次に掲げるものについては、補助の対象とはなりません。

- 本格生産用に転用できる設備の導入
- 事業の全部又は大部分を他に委託するような研究
- 補助事業の採択前に行った発注、契約したものに係る費用

## 7. 審査方法

二次の審査を経て、県が採択を決定します。

- 一次審査(書類審査)
  - 補助事業の目的、形式的審査要件に適合しているか。
  - 二次審査基準に適合しているか。

- 二次審査(プレゼンテーション審査)

審査機関: 有識者により構成する評価委員会

審査基準: 以下の項目について、審査を行います。

事業内容的確性、新規性・優位性、事業の成長性、事業遂行能力 等

- 補助金の採択にあたり、中小企業の皆様方に幅広く制度活用のご機会をご提供する観点から、多数のお申し込みがあり、その内、過去に採択され、当補助金制度をご活用頂いた方々からもお申し込みがあった場合は、平成30年度に新規でお申し込み頂いた企業の方々を優先させて頂く場合があります。

## 8. 補助金の支払い

補助金は、補助事業の実績に応じて交付しますので、補助事業の終了後に補助対象物件や証拠書類(見積書～領収書、元帳等)などについて実地検査を行い、実績を確認します。また必要に応じて、中間検査を実施します。

補助金の支払いは、年度末の実施検査を経て実績を確定してからとなります。このため、補助事業者は、補助金の交付を受けるまで、経費の立替払が必要となります。なお立替払にあたっては、銀行振込など金融機関経由で行ってください。

## 9. 補助事業者の義務

補助金の交付決定を受けた者は、次の条件を守らなければなりません。

- ① 補助事業の遂行状況について報告すること。
- ② 補助事業の完了した日の属する会計年度終了後5年間、補助事業の企業化の状況を報告すること。
- ③ 補助事業の完了した日の属する会計年度終了後、補助事業にかかる事業化の成果、補助事業に基づき取得した産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他補助事業の実施結果の他への供与により、知事が収益が生じたと認めたときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付すること。
- ④ 補助対象経費により取得し又は効用の増加した機械等の財産については、取得財産等管理台帳を備えるとともに、補助事業の完了後も善良な管理者の注意をもって管理すること。また処分が制限された期間内に財産を処分する必要がある場合は、事前に知事の承認を受け、処分によって得た収入の全部又は一部を県に納付すること。
- ⑤ 補助事業にかかる経理については、帳簿及び証拠書類を備え、他の経理と明確に区分するとともに、補助事業完了の属する年度の終了後、5年間保存すること。また知事の求めがあったときは、いつでも閲覧に供すること。
- ⑥ 補助事業終了後、その成果の発表を依頼することがあること。

## 10. 補助金の返還

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、奈良県補助金等交付規則に基づき、既に交付した補助金の一部又は全部の返還を求める場合があります。

- ① 規則、交付要綱の規定に違反したとき
- ② 補助金を本事業以外の用途に使用したとき
- ③ 交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき
- ④ 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき など。

## 11. 成果の帰属

補助事業により発生した産業財産権等(特許権、実用新案権、意匠権、商標権等)は、補助事業者に帰属します。

## 12. 応募手続き

### ① 募集期間

平成30年4月23日(月)～平成30年5月25日(金)

午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日は除く。)

※ 郵送の場合は、配達時刻が証明できる方法によってください(提出期限必着)。

※ 期限を過ぎての受付は一切できません。

### ② 提出書類(一部)

- 補助事業計画書(交付要綱第1号様式)
- 過去2ヶ年の貸借対照表、損益計算書
- 登記事項証明書及び定款(法人の場合)
- 県税の滞納がないことの証明
- 誓約書
- その他、事業計画の参考となる書類

※ 事業実施計画書(様式)は、奈良県 HP からダウンロード可。

※ 原本1部をご提出ください。(定款、貸借対照表、損益計算書は写しで可)

※ 持参又は郵送によること。FAX、E-mail は受付不可。

※ 法人の場合は、代表者印を押印してください。

### ③ 提出先(お問い合わせ先)

奈良県産業振興総合センター 経営支援課 経営革新係

〒630-8031 奈良市柏木町129-1

電話 0742-33-0817

## 13. スケジュール(予定)

4月 事業計画書の募集

5月 第一次審査、第二次審査

採択案件の内定、補助金交付申請

6月 交付決定

※事業実施期間は、交付決定の日から平成31年2月28日

10月 事業遂行状況の報告

※実績報告書の提出後、確定検査の上、補助金を交付します。

以上